

## 函館市空家等対策協議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、函館市空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、函館市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、条例第15条第1項の規定による会議の招集をしようとするときは、あらかじめ、開催日時および議題等を委員に通知する。

### (会議の特例)

第3条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、条例第15条第4項の規定を準用する。この場合、同項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

### (議事録の作成)

第4条 会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他議長が必要と認める事項

### (部会)

第5条 条例第17条第1項の規定に基づき、空家等の適切な管理に関

し必要な事項を調査審議するため、協議会に部会を置く。

- 2 協議会は、条例第17条第6項の規定により、部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とする。
- 3 会長は、自己を部会に属する委員として指名することができる。
- 4 前3条の規定は、部会において準用する。この場合において、第2条および第3条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(市長の職務代理)

第6条 市長が会議に出席できないときは、市長の指定する者がその職務を代理することができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の議題に関する事項が函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するおそれがあると認められる場合その他公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の一部または全部を非公開とする。

- 2 部会の会議は、公開しない。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、受付で自己の住所および氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

- 2 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第、受付を終了する。
- 3 傍聴人の定員は、会議の場所に応じて、議長がそのつど定める。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) その他議長が傍聴を不相当と認めた者

- 5 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる遵守事項を守り、議長等の指示に従って静穏に傍聴しなければならない。
- (1) 拍手その他の方法により可否を表明してはならない。
  - (2) 私語，談笑，喫煙または飲食をしてはならない。
  - (3) みだりに席を離れ，または不体裁な行為をしてはならない。
  - (4) 無線機，携帯電話その他これらに類するものを使用してはならない。
  - (5) 前各号に定めるもののほか，会場内の秩序を乱し，または会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- 6 傍聴人は，会場内において写真，ビデオ等の撮影または録音等をしてはならない。ただし，報道関係者で議長から許可を受けた者は，この限りでない。
- 7 傍聴人は，会議を非公開とする決定があったときは，速やかに退場しなければならない。
- 8 傍聴人が前各項に違反するときは，議長は，これを制止し，その命令に従わないときは，その傍聴人を退場させることができる。

(公印)

第9条 協議会の公印の名称，大きさ等は，次のとおりとする。

| 名称               | 大きさ<br>(ミリメートル) | 書体  | 個数 | 用途                  | 管守者                 |
|------------------|-----------------|-----|----|---------------------|---------------------|
| 函館市空家等<br>対策協議会長 | 24×24           | てん書 | 1  | 会長名を<br>もってす<br>る文書 | 都市建設部<br>都市整備課<br>長 |

- 2 公印は，文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし，定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは，この限りでない。

3 公印を使用するときは，公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し，管守者の確認を受けるものとする。

（事務）

第10条 協議会に関する事務は，都市建設部都市整備課において行う。

附 則

この要領は，令和2年7月2日から施行する。

